４　次に掲げる視界内表示投影装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている視界内表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき視界内表示投影装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置

（窓ガラス）

第195条　（略）

２～４　（略）

５　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの並びに第27条第１項第２号イ⑵に適合する自動車にあっては第１号から第８号まで及び第10号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一～十　（略）

６～９　（略）

（前照灯等）

第198条　（略）

２　（略）

３　走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第３項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては第１号及び第14号、最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては第１号、第４号及び第６号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～八　（略）

九　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合及び運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合にあっては、この限りでない。

十～十四　（略）

４～19　（略）

20　前照灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　前照灯を自動車に取り付けた状態において、当該前照灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

（新設）

（窓ガラス）

第195条　（略）

２～４　（略）

５　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの並びに第27条第２号イ⑵に適合する自動車にあっては第１号から第８号まで及び第10号、その他の自動車にあっては第２号から第10号までに掲げるものとする。

一～十　（略）

６～９　（略）

（前照灯等）

第198条　（略）

２　（略）

３　走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第３項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては第１号及び第14号、最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあっては第１号、第４号及び第６号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～八　（略）

九　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合にあっては、この限りでない。

十～十四　（略）

４～19　（略）

（新設）